

⚠️ これ以上税金が下がらない方は申告する必要はありません

下表に該当する方は、市民税・県民税が非課税または均等割(5,000円)のみの方で、医療費控除などの各種控除を申告しても税額に影響はありません(※)。

源泉徴収票に、各種控除が記入されているか必ずご確認ください。

※所得税が源泉徴収されている方は、確定申告により還付を受けられる場合があります。

公的年金収入
のみの方は
ご注目!

例：吉川 太郎さん(75歳)



年金収入:220万円
妻の花子(70歳)を
扶養している



右表に該当、申告の必要なし

納税義務者本人の状況	公的年金の収入金額	
	65歳以上の方	65歳未満の方
だれも扶養していない	155万円以下	105万円以下
配偶者や子など1人を扶養	222万円以下	186万1円以下
配偶者や子など2人を扶養	257万円以下	232万6,667円以下
本人が寡婦、ひとり親、障がい者、未成年	245万円以下	216万6,667円以下

A 越谷税務署(レイクタウン会場)での確定申告 ☎965・8111

期間	会場	入場整理券配付
2月8日(木)～3月15日(木)の平日	イオンレイクタウン Kaze3階「イオンホール」 住所：越谷市レイクタウン4-2-2	配付時間：午前8時30分～(なくなり次第終了) 配付場所：1階E入口(午前10時以降は3階「翼の広場」にて配付) ※入場には 入場整理券 が必要です。 ※LINEから事前発行もできます。
※上記以外 2月20日(土)・27日(土)		

※入場整理券配付終了後は、当日の相談はできませんのでご了承ください。

※2月20日(土)・27日(土)、3月中は混雑が予想されますので、早めの来場をお願いします。

※入場の際に検温を実施します。咳・発熱などの症状がある方は入場できない場合があります。

※上記の期間は、越谷税務署では申告相談を行いません。



国税庁LINE公式アカウント

B 市会場での確定申告、市民税・県民税の申告

期間	会場	入場整理券配付
2月16日(木)～3月15日(木) (土日祝除く)	市役所2階 202・203会議室	配付時間：午前8時30分～午後3時 (定員になり次第配付終了) ※当日、時間指定の入場整理券を配付します。申告受付時間の希望はできませんので、入場整理券に記載された指定時間に必ず控室に入室してください。 ※相談時間は午前9時～午後4時となります。

B 市会場では申告できないもの

次の場合は、**A**レイクタウン会場で申告してください。

- 住宅借入金等特別控除(初年度)
- 株式、土地および建物などの分離譲渡・損失の申告
- 青色申告、雑損控除・特定支出控除の申告
- 過年度(令和2年分以前)の申告
- 国外居住の扶養親族を追加する申告

※上記以外にも内容によっては市会場では受け付けできない場合があります。あらかじめご了承ください。

【注意事項】

- 市役所は**午前8時30分開庁**です。開庁前は建物内に入ることはできませんのでご注意ください。
- 確定申告書を自分で作成済みで**提出するだけの方は1階の課税課窓口で預かります**。(申告書の内容確認や問い合わせがある方は、申告会場へお越しください)